

第58回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

1 日時等

平成28年5月26日(木) 午後1時45分～午後3時20分
市役所西別館4階 第3委員会室

2 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 鹿児島市挨拶
- (3) 委員紹介

3 会長選任

4 審議

第1号 鹿児島市都市計画審議会都市計画提案評価小委員会の委員の選任について

【諮問】

第2号 鹿児島都市計画地区計画の変更について(コンフォール坂之上地区)

【市決定、付議】

第3号 南洲門前通り地区景観計画(案)について【諮問】

第4号 産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について【諮問】

3 出席委員(16名)

第1号委員 学識経験のある者

宮廻委員、笹川委員、内田委員、米永委員、寺岡委員、三嶽委員、西委員

第2号委員 市議会の議員

志摩委員、米山委員

第3号委員 関係行政機関の職員

川俣委員、比企委員

第4号委員 鹿児島県の職員

米元委員、樋渡委員(代理)

第5号委員 その他市長が必要と認める者

川野委員、有山委員、宮竹委員

4 欠席委員(4名)

第1号委員 学識経験のある者

木方委員、松下委員、玉川委員

第5号委員 その他市長が必要と認める者

三原委員

5 出席職員

- (1) 議案第1号 坂元都市計画部長、福留都市計画課長
- (2) 議案第2号 坂元都市計画部長、福留都市計画課長
- (3) 議案第3号 坂元都市計画部長、唐鎌都市景観課長
- (4) 議案第4号 屋野建築部長、岩切建築指導課長

6 審議結果

議案第1号 「木方委員、内田委員、米永委員、松下委員、玉川委員、寺岡委員に決定」

議案第2号から議案第4号まで、「案に異議なし」の答申を受けました。

7 質疑等（○委員 ●当局）

【第1号】 意見無し

【第2号】 意見無し

【第3号】

○例えば、重富島津邸跡のように非常に歴史あるものもあるが、石塀や石垣など個人で保全が難しいであろうものに市の協力とかがあるのか。

●地区指定した場合、市としては一定程度の修景のために建築物等へ補助が出来るので、そういう形で支援できるのではないかと思う。

○眺望確保範囲の決定した根拠を教えてください。

●意見交換会を何回か行う中で、当初の想定よりも広がった部分もある。地元の中でいろいろ協議する中で決まったもので、範囲は多賀山の稜線から桜島の裾野までである。

○良好な景観を保全するためであれば、東側に石垣がきれいな大きい屋敷があるがこのエリアを区域に入れるべきでないか。

●意見交換会を行う中で地元の方々へ当初の区域案などを示しながら進めてきたが、当然住んでいるの方々からすれば幾分かの規制を受けることになることから、区域に入れないでほしいという当該エリアの所有者の強い意向が示された。このことは、住民との意見交換会に報告して、現時点でやむを得ないが、今後そこも含めて変更することも可能だということでした承を頂いたところである。

○将来的に区域周辺の理解が深まった際には、今回定める景観計画区域周辺も含めた形で、区域の拡大を図ってほしい。

○この地区景観計画が成立した場合、高い建物も建てられる東側の近隣商業地域の区域には影響はないのか。また、市の景観計画とこの地区景観計画との関係性について教えてください。

●市の景観計画は市域全体を対象にしており、少し緩やかな基準になっている。その中でも景観的に重要な区域を地区景観計画としてより厳しい基準で定め、市の景観計画から除くという形になっている。
また、東側の地区外の近隣商業区域については、地区景観計画を理由に規制することは出来ないが、市の景観計画の中で一定の大きさの建物、高い建物については届け出るようになっているので、この地区の方々の思いや趣旨を生かしてもらいたい。

【第4号】

●環境影響調査の中で、悪臭、騒音については複数箇所調査しているが、大気に関して1箇所しかない理由と根拠を教えてください。

○シミュレーションの結果、1年を通して高くなる地点を出している。

●予測最高濃度地点は、事前説明会をするエリアから少し外れているが、説明する義務があるのか。

○市の許可申請要領では、説明を必要とするのは100メートル以内となっている。また、参考の基準値よりも低いので、範囲外に説明を行うことについては考えていない。

8 議事録署名委員

川俣委員、有山委員